

最低制限価格制度の導入及び低入札価格調査制度の見直し、  
並びに予定価格の事後公表について

平成 30 年 12 月 7 日  
銚田市総務部財政課

銚田市では、入札・契約制度の公平性・透明性・競争性の更なる向上と、公共工事におけるダンピングによる工事品質の低下や、下請業者へのしわ寄せを防止するため、最低制限価格制度を導入します。最低制限価格制度の対象工事については、原則として1件当たりの設計金額が500万円以上5,000万円未満の建設工事とし、低入札価格調査制度については、原則として1件当たりの設計金額が5,000万円以上の建設工事へと見直します。

また、適正な競争を確保する観点から1件当たりの設計金額が5,000万円以上の建設工事の予定価格の公表について、原則として事後公表といたします。

なお、平成31年1月4日以降に公告又は指名通知をする工事より適用します。

○最低制限価格制度

1 最低制限価格制度対象工事

競争入札による建設工事のうち1件当たりの設計金額が500万円以上5,000万円未満

2 最低制限価格(A)

本市設計金額に基づき算出される最低制限価格基本額(B)に、無作為に抽出される係数(以下、「ランダム係数」という。)を乗じて算出(1円未満切り捨て)する。

$$\text{最低制限価格(A) (1円未満切り捨て)} = \text{最低制限価格基本額(B)(千円未満切り捨て)} \times \text{ランダム係数}$$

※入札金額が最低制限価格(A)未満の場合は **失格** とする。

3 最低制限価格基本額(B)の設定について

税抜き予定価格算出の基礎となった額(工事価格に相当)の70%から90%までの範囲内で、次に掲げる①～④の額の合計(千円未満切り捨て)

- ①直接工事費の97%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費の90%
- ④一般管理費の55%

$$\text{最低制限基本価格(B)(千円未満切り捨て)} = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}$$

4 ランダム係数

システムから「0.9950」～「1.0050」の範囲で無作為に抽出される係数  
(小数点以下第4位まで算出)

5 実施時期 平成31年1月4日以降に公告又は指名通知をする工事より適用します。

### ○低入札価格調査制度の見直しについて

最低制限価格制度導入に伴い、競争入札による建設工事のうち1件当たりの設計金額が5,000万円以上に変更します。(※改正前は500万円以上)

実施時期 平成31年1月4日以降に公告又は指名通知をする工事より適用します。

**低入札調査制度については、対象工事の見直し以外は、変更ありません。**

### ○予定価格の公表時期の見直しについて

銚田市の発注工事における予定価格の公表時期は、事前公表としてきましたが、適正な競争を確保する観点から、1件当たりの設計金額が5,000万円以上の建設工事の予定価格の公表時期について、原則として事前公表から事後公表へ変更いたします。

実施時期 平成31年1月4日以降に公告又は指名通知をする工事より適用します。